

環境保全型農業直接支払交付金 和歌山県 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では農業生産性を維持しながら、化学肥料・化学合成農薬に過度に依存せず、環境と調和した持続的な農業である環境保全型農業を推進している。

環境保全型農業の推進に関しては、生産者、JA、行政等が一体となった推進体制を整備するとともに、土づくりを基本に、品質や生産性を確保するための栽培技術と病害虫防除術を取りまとめた「環境保全型農業栽培技術指針（平成21年）」を作成し、普及推進を図っている。

令和4年度には「有機農業推進計画」の第3期計画を策定し、有機農産物等の一層の生産拡大を図るため、栽培技術等の情報収集や共有化、販路拡大に向けた取組を支援することとしている。また、令和4年度には和歌山県有機農業推進計画と関連する計画として、県内30市町村と共同で「和歌山県みどりの食料システム基本計画」を策定し、本県の農林水産業及び食品産業の持続的な発展等と環境と調和のとれた農林水産業の推進を図っている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		11	11	11	12	
実施件数		18	19	21	23	
交付額計（千円）		6,417	7,420	8,421	9,086	
実施面積計（ha）		60.31	68.71	77.24	82.61	
取組別 実績	有機農業	実施件数	17	18	20	22
		実施面積（ha）	48.31	56.79	64.90	70.62
		交付額（千円）	5808	6,815	7,788	8,474
	堆肥の施用	実施件数				
		実施面積（ha）				
		交付額（千円）				
	カバークロップ	実施件数			2	1
		実施面積（ha）			0.64	0.29
		交付額（千円）			38	17
	リビングマルチ	実施件数				
		実施面積（ha）				
		交付額（千円）				
	草生栽培	実施件数	5	4	4	4
		実施面積（ha）	11.68	11.60	11.38	11.38
		交付額（千円）	584	580	569	569
不耕起播種	実施件数					
	実施面積（ha）					

		交付額（千円）				
長期中干し		実施件数				
		実施面積（ha）				
		交付額（千円）				
秋耕		実施件数				
		実施面積（ha）				
		交付額（千円）				
冬期湛水管理		実施件数				
		実施面積（ha）				
		交付額（千円）				
性フェロモン剤の導入 （地域特認）		実施件数	1	1	1	1
		実施面積（ha）	0.32	0.32	0.32	0.32
		交付額（千円）	26	26	26	26

2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	3	3	2	4
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	0	0	1
	先駆的農業者等による技術指導	1	2	2	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	1	2
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	2	1	3	4
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	2	1	1	1
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	0	0	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	7	7	7	8
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	1	0	0	0
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	5	6	6	7

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—			

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

性フェロモン剤の導入	取組の概要	害虫の雌が放出する性フェロモンを利用し、雄が雌の場所の特定を困難にする交信攪乱効果によって、害虫の交尾率を下げ生息密度を低下させる。化学農薬の使用量を低減し、生物多様性を保全する取組。
	対象地域	県内全域
	対象作物	うめ、かき、もも
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
もも(露地栽培)	県内全域	化学合成農薬の3割低減

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組で国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において地球温暖化防止効果が高いと評価された取組のうち、本県では有機農業と草生栽培、カバークロープを実施している。これらの取組の面積は、草生栽培は令和2年度からわずかに減少しているものの、カバークロープの取組が新規に始まるとともに、有機栽培では令和2年度の48haから令和5年度には71haに増加しており、総合的にみると、地球温暖化防止に資する取組の面積は拡大している。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示された。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組で国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において生物多様性の防止効果が高いと評価された取組のうち、本県では有機農業を実施している。また、第1期最終評価において、本県では、農研機構が開発、公表している調査マニュアルによる「生きもの調査」が適用出来なかったが、性フェロモン剤の導入取組の実施区と対照区で黄色粘着トラップによる個体数の比較調査を行った。結果は、テントウムシ類、クモ類、ヒラタアブ類、ヒメハナカメムシ類のうち、実施区で4種44個体、対照区で2種23個体（テントウムシ類、クモ類）確認されたことから性フェロモン剤の導入は生物多様性保全効果があると考えられる。令和2年度から令和5年度にかけて、性フェロモン剤の導入取組面積は横ばいであるものの、有機農業取組面積が増加していることから、生物多様性に資する取組の面積は拡大している。

3 その他の効果

有機農業、草生栽培では、取組期間中、表土が植物で覆われることから土壌の浸食・流亡防止の効果があると考えられる。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の全体的な取組面積は、令和5年度は令和2年度と比較して22ha増加している。それは有機農業の取組面積の増加によるもので、主な要因として、令和4年度に施行された「みどりの食料システム法」の制定等による有機農業の取組を推進する機運の高まりから、実施件数や取組面積の増加につながったものと考えられる。

県内の主な取組である有機農業の一層の拡大を図るためには、農業者への周知や指導、市町村への推進体制の整備が課題となっている。

今後の方針

今後は本交付金の対象となる取組を実施している農業者が支援対象となるよう、市町やJA等と連携しながら、農業者の組織化を働きかけていく。

県内28市町が本交付金の支援対象となる農地を有しているが、事業実施に必要となる市町促進計画に環境直払事業の計画を策定しているのは16市町であり、このうち事業実施しているのは12市町にとどまっている。12市町では未だ計画が策定されていない状況のため、計画未策定の市町に対し、策定を促していく。

また、研修会の実施などを通じて、農業者等の環境保全型農業への理解を深めるとともに、交付金制度や認証制度の周知を行い、市町と連携しながら環境保全型農業の実施及び制度の活用を推進していく。